

令和6年度 「練馬区高齢者サークル助成」のご案内

高齢者のサークル活動で、自分たちのサークル会員以外の方を対象に、企画、運営する単発のイベント等（社会参加事業）の一部を助成します。

また、年間を通じてのボランティア活動を目的としており、サークル会員以外を対象としたボランティア事業の一部を助成します。

1 この制度の趣旨（事業目的）は……

会員以外の区民に参加を呼びかける高齢者サークルの事業に助成を行っています。

練馬区内の高齢者サークルが実施する社会還元事業に係る経費の一部を助成することにより、高齢者の社会参加やボランティア活動を促進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的としています。

2 対象となるサークルは……

次の条件に全て当てはまるサークルが対象となります。

- (1) 会員の7割以上が練馬区在住、在勤であること。
- (2) 会員の年齢がおおむね60歳以上の者であること。
- (3) 規模は、60歳以上の者が20人以上いること。
- (4) 代表者が練馬区在住であること。
- (5) 定期的、恒常的な活動を行うものであること。
- (6) 政治上、宗教上の組織に属するものまたは営利を目的とするものではないこと。
- (7) 官公庁、民間事業所等で福利厚生事業を目的にするものではないこと。
- (8) その団体が、老人クラブ活動の一分野として、行っているものではないこと。
- (9) 会員の互選による責任者をおき、活動に関する会則を設けていること。
- (10) 会費を徴収するなど自主財源を有し、明確な会計経理機構を有していること。

3 助成の条件

次のいずれかの事業に対し助成します。

(1) 社会参加事業

単発のイベント開催について、広く周知・募集し、**会員以外の区民等の参加を中心とする単発のイベント等**

イベント当日の会員以外の参加者が10人以上であること。結果的に会員以外の参加が少なかった場合は助成金を返還していただく場合もあります。

サークルの日常的な活動・運営に助成するものではありませんので、ご注意ください。

活動例

サークルが地域の方々を対象に講習会を開催する。講習会には、指導者(講師)とともにサークル会員の数名が補助者として参加する。外部参加者30名を予定。募集に当たり、町会・自治会の回覧板、掲示板などを活用し広く募集する。

(2) ボランティア活動団体

年間を通じてのボランティア活動(事業)を目的としている団体

ボランティア活動団体とは

自発的に他者や社会のため、金銭的な利益を第一に求めない、社会の課題の解決に取り組む活動を行う団体です。

活動の形態としては、社会(地域)貢献活動を行う福祉、教育、文化、芸術、スポーツ、環境、国際協力、まちづくり、人権など、幅広い分野があります。

2 ボランティア活動団体への助成

団体の育成を主目的とするため、おおよそ3年を限度とします。

なお、助成終了後、社会参加事業を行う団体として自立して活動できることを期待しています。

活動例

会が区内の老人ホーム等を慰問し、演芸会等を開催する。

(会が企画するものに限る。)

4 助成金額

申請内容を審査のうえ、1サークル年4万円を限度に経費の一部を助成します。

助成の上限は、助成対象経費（下記参照）の1/2です。

実際の助成対象経費が計画時の助成対象経費を下回り、すでに交付された助成金額が実際の助成対象経費の1/2を越えた場合は、その差額分の助成金を返還していただきます。

（例）申請した助成対象経費10万円の場合

10万円×1/2＝5万円　4万円が限度のため4万円を助成

申請した助成対象経費5万円の場合

5万円×1/2＝2万5千円を助成

ただし、申請サークル多数の場合は全サークルで調整するため、例示の金額にはならない場合があります。

5 助成対象経費

(1) 社会参加事業の助成対象経費は、イベント実施のために直接かかった経費として、用紙代、郵券、印刷代、講師謝礼（会員以外）、会場費、ボランティア保険代等が対象となります。前提として、会員以外の区民の参加に影響がない経費は、事業の経費であっても助成対象外となります。（団体の活動のための費用は対象外です。）

(2) ボランティア活動団体の助成対象経費は、団体運営上不可欠なものが対象です。
例として、会報発行に係る経費、事務局から会員への通信費、外部講師を招いての会員対象の勉強会等。会員以外を対象とした費用は対象外です。

(1)、(2)共通事項として、練馬区から他の助成を受けている経費および飲食代、交際費は対象となりません。

詳細はp.5の「主な助成対象となる経費について」をご確認ください。

6 その他

社会参加事業を実施する場合、サークル会員以外の参加者から参加費を徴収するときは、一日(1回)につき1,000円以内としてください。

7 申込み

所定の申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて、10月18日(金)[消印有効]までに直接お持ちいただくか郵送で下記までお送りください。

〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1
練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課いきがい係
高齢者サークル事業担当 あて

申込サークル多数の場合は、事業内容審査のうえ抽選により決定します。
抽選にあたっては、新規申込団体を優先します。

提出書類

- ・ 第1～4号様式 申請書は署名又は記名押印が必要です。
(助成金交付申請書・高齢者サークル概要書・事業計画書・事業予算書)
- ・ 名簿(会員の生年月日または年齢、 住所は必ず記入してください)
- ・ 会則

お問合せ 練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課いきがい係
電話5984 - 4763 (直通)

参 考

主な助成対象となる経費について

		社会参加事業	ボランティア団体
報償費 (謝礼金)	実施に不可欠な外部講師や専門家の 援助に対する謝礼 会員以外を対象とする講演など 会員を対象とする講習など	×	×
旅費	実施、運営に不可欠な旅費 <u>駐車場料金も旅費に含まれます</u>	×	
印刷費および 消耗品費	印刷費 会員向け会報 周知チラシ・ポスター 事業用資料 会員向け報告書等 消耗品 会員以外を対象 会員を対象	× × ×	 ×
役務費	傷害保険料 事業実施日のみ対象 上記以外のもの 通信費 切手、はがき代 事業実施に不可欠なもの 運営上不可欠なもの	 × ×	 × ×
使用料および 賃借料	施設使用料、機材のレンタル、機材搬 入に使用するための車両レンタル等 事業実施に不可欠なもの 運営上不可欠なもの	 ×	 ×